

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
「愛知労働局名古屋公共職業安定所他」に係る建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	豊島株式会社 一宮市せいの二丁目5番11号	2180001083272	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	460,063,368	460,063,368	100.00%	0				
愛知労働局広小路庁舎・名古屋北労働基準監督署愛知労働局センター建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	ジャパンリアルエステイト投資法人 東京都千代田区大手町一丁目1番1号	2010005005479	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	136,610,436	136,610,436	100.00%	0				
「あいち雇用助成室書庫スペース」に係る建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	勤次郎株式会社 東京都千代田区外神田四丁目14番1号	5180001039651	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	43,554,456	43,554,456	100.00%	0				
令和6年度高齢者活躍人材確保育成事業委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	公益社団法人 愛知県シルバー人材センター連合会 名古屋市中村区竹橋町36番31号	1180005014489	高齢者雇用安定法において、「高年齢者退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習」については、シルバー人材センターが行うこととされている。現在、各都道府県において、知事が指定するシルバー人材センターは全都道府県とも、各都道府県のシルバー人材センター連合会が指定されていることから、会計法第29条の3第4項に該当	47,759,852	47,730,000	99.94%	0	公社	都道府県所管	1	
「エフロードビル」に係る建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	株式会社エフロード 名古屋市中区錦二丁目11番6号	8180001034716	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	45,936,000	45,936,000	100.00%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人共生福祉会(なごや) 名古屋市中区山田町四丁目84番	5180005002770	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	46,400,014	46,399,976	99.99%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人養楽福祉会 春日井市廻間町字神屋洞703番地1	9180005008236	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	34,242,873	34,242,071	99.99%	0				
令和6年度医療労務管理支援事業委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	公益社団法人 愛知県医師会 名古屋市中区栄四丁目14番28号	8180005005003	医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能(「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。))の運用については、愛知県が地域の医療関係団体に委託して設置し、運営全般を実施するものであり、労働局においては、支援センターの運営業務の一部である労務管理支援業務を行うものである。よって、契約の性質又は目的が競争を許さないものと判断されるため、会計29条の3第4項に該当	37,287,804	37,026,000	99.29%	0	公社	都道府県所管	1	
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会 半田市雁宿町一丁目22番1号	3180005011708	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	35,180,202	35,174,480	99.98%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人樫の木福祉会 一宮市富田字砂原2147番地	1180005009646	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	33,325,824	33,325,736	99.99%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人豊田市福祉事業団 豊田市西山町二丁目19番地	5180305005358	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	28,625,489	28,625,473	99.99%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人ひまわり福祉会 尾張旭市上の山町間口2584番地 2589番地2	7180005008964	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	28,195,583	28,195,264	99.99%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人岩崎学園 豊橋市岩崎町字利兵71番地	5180305002413	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	21,577,944	21,576,374	99.99%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	特定非営利活動法人くるくる 刈谷市新栄町七丁目73フラワービル 3F	7180305005091	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	21,865,214	21,864,986	99.99%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人名古屋ライトハウス 名古屋市長和区川名本町一丁目2番地	6180005002828	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	33,306,075	33,305,548	99.99%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人愛恵協会 岡崎市舞木町字小井沢4-1	3180305000831	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当	19,613,243	19,606,305	99.96%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所 管の区分	応札・応募者数	
令和6年度愛知労働局名古屋中公共職業安定所他清掃業務委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	株式会社リッチライフ 名古屋市中区錦二丁目15番15号	5180001063932	入居ビルより当該業務の委託先が指定されているため、会計法第29条の3第4項に該当	15,144,160	14,539,324	96.01%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人共生福祉会(尾張中部) 名古屋市中区山田町四丁目84番地	5180005002770	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	17,982,505	17,982,209	100.00%	0				
令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	社会福祉法人新城福祉会 新城市矢部字本並48番地	9180305007846	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	15,732,292	15,732,272	99.99%	0				
令和6年度愛知労働局エプリードビル什器使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	株式会社エフリード 名古屋市中区錦二丁目11番6号	8180001034716	什器等を入れ替えることとした場合、什器等の撤去及び設置に係る作業が必要となり、多額の費用が必要となること、また、当該作業実施にあたり一定時間当該什器等が使用不可となり業務に支障が出ることから、会計法第29条の3第4項に該当	11,542,168	11,161,348	96.70%	0				
令和6年度愛知労働局名古屋中公共職業安定所他常駐警備等委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	中京総合警備保障 株式会社 名古屋市中区栄三丁目35番1号	4180001038027	入居ビルより当該業務の委託先が指定されているため、会計法第29条の3第4項に該当	10,071,600	10,071,600	100.00%	0				
「ハローワーク名古屋南なるみ職業相談窓口」に係る建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	名鉄プロパティマネジメント株式会社 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	7180001148599	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	6,692,400	6,692,400	100.00%	0				
豊橋公共職業安定所(倉庫)及び豊橋外国人職業相談センター建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	契約の相手方が個人のため氏名等非公表		現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	6,282,432	6,282,432	100.00%	0				
一宮労働総合庁舎駐車場土地賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	サン・ファイン株式会社 一宮市八幡五丁目1番108号	3180001082802	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	5,544,000	5,544,000	100.00%	0				
名古屋南公共職業安定所会議室(MEINANビル)建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	株式会社 甲子寅 名古屋市中区瑞穂区日向町三丁目13番地の2	8180001010031	雇用保険失業給付初回説明会会場として使用することを目的としているため、庁舎との位置関係、利用者の便、円滑に運営できる面積を有している等、他の物件では代替が不可能なため、会計法第29条の3第4項に該当	5,280,000	5,280,000	100.00%	0				
令和6年度あいち雇用助成室(名駅)書庫賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	エイトレント株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町18番21号	6120001061197	現に使用している書庫等を入れ替えることとした場合、書庫等の撤去及び設置に係る作業が必要となり、多額の費用が必要となること、また、当該作業にあたり一定時間当該書庫等が使用不可となり業務に支障が生じるため、会計法第29条の3第4項に該当	4,050,816	3,837,636	94.74%	0				
愛知労働局名古屋中公共職業安定所他駐車場使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	豊島株式会社 一宮市せいの二丁目5番11号	2180001083272	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	4,620,000	4,620,000	100.00%	0				
名古屋南公共職業安定所港湾労働課建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	契約の相手方が個人のため氏名等非公表		現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	3,887,088	3,887,088	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
「あいち雇用助成室用倉庫」に係る建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	小出ビジネスオフィス 株式会社 名古屋市中区錦二丁目11番25号	6180002030716	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	3,432,000	3,432,000	100.00%	0				
愛知労働局広小路庁舎・名古屋北労働基準監督署愛知労災保険業務センター駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	ジャパンリアルエステイト投資法人 東京都千代田区大手町一丁目1番1号	2010005005479	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,663,760	2,663,760	100.00%	0				
令和6年度一宮公共職業安定所他2所プレハブレンタル契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	日東工営株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅四丁目2番11号 ナビタ名灯ビル	3011101054807	現に使用している物件の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,464,440	2,464,440	100.00%	0				
令和6年度新城公共職業安定所土地使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	新城市長 新城市東入船115番地	7000020232211	新城市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16号)	2,429,532	2,429,532	100.00%	0				
刈谷公共職業安定所来所者用駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	刈谷機械工業協同組合 刈谷市日高町四丁目101	3180305005038	現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,607,000	2,607,000	100.00%	0				
「津島公共職業安定所来所者用駐車場」に係る賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	契約の相手方が個人のため氏名等非公表		現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,164,800	2,164,800	100.00%	0				
令和6年度豊川公共職業安定所蒲郡出張所土地使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	蒲郡市長 蒲郡市旭町17番1号	3000020232149	蒲郡市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16号)	2,132,715	2,132,715	100.00%	0				
愛知県産業労働センター17階(あいち労働総合支援フロア就労支援コーナー)使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	1000020230006	愛知県からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16号)	1,921,260	1,921,260	100.00%	0				
「瀬戸公共職業安定所来所者用駐車場」に係る賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	契約の相手方が個人のため氏名等非公表		現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	1,774,080	1,774,080	100.00%	0				
令和6年度統計業務支援、業務支援、児童手当、非常勤、電子明細配信、マイナンバー管理システムのソフトウェアサポート及び許諾プログラム使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入 笹屋四丁目273番3	5130001002985	システムの著作権を所有する業者との契約となるため、会計法第29条の3第4項に該当	1,834,800	1,834,800	100.00%	0				
令和6年度エフリードビル電話機器一式使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	株式会社エフリード 名古屋市中区錦二丁目11番6号	8180001034716	電話機器を入れ替えることとした場合、電話機器の撤去及び設置に係る作業が必要となり、多額の費用が必要となること、また、当該作業実施にあたり一定時間当該電話機器が使用不可となり業務に多大な支障が出ることから、会計法第29条の3第4項に該当	1,580,612	1,580,612	100.00%	0				
名古屋市中心企業振興会館6階事務室(なごやジョブサポートセンター)使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	名古屋市長 名古屋市中区三の丸3-1-1	3000020231002	名古屋市中区からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16号)	1,435,200	1,435,200	100.00%	0				
令和6年度刈谷公共職業安定所碧南出張所土地使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	1000020230006	愛知県からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16号)	1,315,537	1,315,537	100.00%	0				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和6年度豊川公共職業安定所蒲郡出張所他1所空調設備動力用灯油購入単価契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	マルシメ株式会社 豊橋市下五井町字沖田161番地の1	6180301007191	会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条3号)	1,582,686	1,524,600	96.33%	0				
豊田市就労支援室(A館T-FACE9階)使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	豊田市長 豊田市西町3-60	5000020232114	豊田市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16号)	955,452	955,452	100.00%	0				
令和6年度刈谷公共職業安定所土地使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	刈谷市長 刈谷市東陽町一丁目1番地	5000020232106	刈谷市からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当(予決令第99条16号)	7,262,748	7,262,748	100.00%	0				
「名古屋東公共職業安定所求所者用駐車場」に係る賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月1日	契約の相手方が個人のため氏名等非公表		現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	2,244,000	2,244,000	100.00%	0				
「求人申込みから採用まで」印刷・製本契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 和田山 純一 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年4月17日	株式会社もとすいんさつ 岐阜県瑞穂市居倉324番地	1200001027500	会計法第29の3第5項(予決令99条2号)	1,359,413	1,091,420	80.29%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。